

神戸市無電柱化推進計画（概要版）

【概要】

「みちづくり計画」及び「無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）」第8条に基づき、「神戸市無電柱化推進計画」を令和元年12月に次のとおり策定しました。

このたび、神戸市無電柱化推進計画「5. 無電柱化推進の実施計画」に基づく「第8期実施計画」を策定します。

【神戸市無電柱化の基本方針】

市街地の緊急輸送道路および景観・観光振興に必要となる全ての道路において無電柱化を推進します。

さらに、今後、面的開発・道路新設やバリアフリーに資する道路整備等を行う際は無電柱化の同時整備を積極的に検討します。

【重点的に進める道路】

- 市街地の緊急輸送道路の整備
緊急輸送道路における無電柱化は、既成市街地（東灘区～須磨区）を中心に整備
- 景観・観光に資する道路の整備
景観計画区域・都市景観形成地域等における景観に配慮すべき地区の中で主要な道路の整備
観光振興等のために無電柱化が必要となる道路についても無電柱化の整備等を検討
- 大規模な事業に伴う整備
再開発事業等の大規模な事業を行う場合は積極的に地中化の同時整備などを検討
- 交通安全等に資する道路の整備
交通安全の効果が発揮される道路について地中化の整備等を検討

【無電柱化の推進に関する施策】

- 無電柱化事業の実施
低コスト手法の早急な実用化・普及
- 占用制度の運用
占用制度を適切に運用し、緊急輸送道路等においては占用制限の実施を検討
- 関係者間の連携強化
推進体制の活用や工事間調整、民地の活用、官民連携事業等他事業の関係者間の連携を強化
- 効率的な整備区間設定
無電柱化の整備効果がより早期に発揮できるよう、整備区間設定を検討

【施策を総合的・計画的かつ迅速に推進するために必要な事項】

- 広報・啓発活動
- 無電柱化情報の共有

第8期実施計画

R3.8(R6.10改定)

【期間】

- 2021年度～2025年度

【延長】

- 整備延長 35.48km

【目標】

計画期間内に整備箇所の無電柱化に着手します。（無電柱化着手率100%）

神戸市 建設局 道路工務課

TEL078-322-5992

